

# 統計アラカルト

熊本の統計情報 平成22年11月26日

県民の皆様に統計を身近に感じていただくためのページです。

毎月1回のペースで色々な統計に関する話題・データを紹介します。

## 標本調査(ひょうほんちょうさ)の標本数と「アンケート調査・世論調査」

統計調査は、「全数調査(ぜんすうちょうさ)」と「標本調査」の2つの調査方法で実施しています。

「全数調査」は、調査の対象となっている集団の構成単位全部を調査するもので、悉皆調査(しつがいちょうさ)ともいいます。

これに対して、集団の構成単位の一部を調査することで、母集団全体の様子を知らうする調査を「標本調査」といいます。

統計調査では、全数調査を行って、調査の対象となる単位の全て調査する方が良いようにも考えられます。しかし、種々の理由(全数調査は、調査から集計・公表までに経費・労力と時間がかかりすぎる、など)から、標本調査の利点が広く認められ、現在では多くの統計調査が標本調査によって実施されています。

標本調査の利点・・・①調査単位数が少ないため、費用と労力が少なくて済み、調査結果を早期に公表できる。

②複雑な調査事項でも綿密かつ比較的容易に調べることが可能 など。

さて、「意識調査」や「アンケート調査」は広い意味において、統計調査に属しますが、国や自治体などが行うアンケート調査や世論調査では、どれくらいの標本数を対象に、調査を行っているのでしょうか？

内閣府では、基本的な国民意識の動向や政府の重要施策に関する国民の意識を把握するために、ほぼ毎月「世論調査」を実施しており、標本数は原則、3,000としています。

世論調査の標本数 → 統計的な方法で選んだ全国の20歳以上の男女3,000人

(テーマによっては5,000人や10,000人の場合も)

それでは、参考までに、平成22年9月に内閣府が実施した「動物愛護に関する世論調査」の概要を見てみることにします。

調査内容 → (1)ペットの飼育状況、(2)ペットの飼育に関する意識、(3)動物愛護管理政策の推進の3項目

母集団 → 全国の20歳以上の国民(1億300万人) 標本数 → 3,000人(層化2段無作為抽出法)

調査方法 → 調査員による個別面接聴取法 有効回収数(率) → 1,939人(64.6%)

※層化2段無作為抽出法 → 母集団を2分割して、部分母集団の枠(フレーム)を2つ作り、各枠から標本を抽出する方法。

犬や猫の殺処分に対する国民の意識は、次表のとおりとなっています。

### ペットの安楽死(殺)処分に対する国民の意識

	回答者数 (人)	殺処分を行う必要がある		殺処分を行う必要はない		その他	わからない
		%	(参考値 %)	%	%	%	
平成22年9月調査	1939	55.8	—	29.3	3.5	11.4	
平成15年7月調査	2202	69.3	7.0	24.3	0.4	6	
平成12年6月調査	2190	66.9	6.8	26.4	0.2	6.4	
平成2年5月調査	7629	68.1	6.5	23.2	0.7	8	
昭和61年5月調査	7857	70.7	6.8	20.1	0.6	8.7	
(注1)平成15年7月調査、平成12年6月調査の区分は右のとおりであり、平成22年			多くの犬やねこを生かしておけない	引取り手がないのならば、かわいそうだが	生命は尊いので、処分は行うべきでない	その他	わからない

9月調査に対応する 区分に合わせた。			なら、処分 することは 必要であ る(注2)	やむを得な い		
-----------------------	--	--	---------------------------------	------------	--	--

(注2)昭和61年5月調査、平成2年5月調査では「多くの犬やねこを生かしておけないのなら、処分するのは当然である」となっている。

資料出典:内閣府(世論調査)

内閣府の世論調査によると、「殺処分を行う必要はない」と答えた割合が多いのは女性。そして年代別では20、30歳代となっています。犬や猫などの動物は、私たちの心を癒し、子どもたちの心を豊かにしてくれるかけがえがないものです。

※内閣府の世論調査HPはこちら → <http://www8.cao.go.jp/survey/index.html>

ところで、殺処分状況はどうなっているのでしょうか。「犬・猫の引き取り数と処分」の業務統計(次表)を見てみると、全国では1年間に約32万頭の犬・猫が引き取られ、その内の約28万頭は、殺処分されている状況にあるのです。

### 【都道府県・政令指定都市・中核市における犬・猫の引き取り数と処分】

平成20年度

自治体名	引き取り数	処分数		返還・譲渡率	順位
		返還・譲渡数	殺処分数		
全 国	315,107	41,085	276,212	13.0%	
<b>熊本市</b>	<b>870</b>	<b>622</b>	<b>198</b>	<b>71.5%</b>	<b>1</b>
相模原市	426	284	142	66.7%	2
長野市	548	208	342	38.0%	3
岡崎市	877	323	494	36.8%	4
北海道	5,829	2,096	3,724	36.0%	5
宮崎市	893	318	612	35.6%	6
盛岡市	239	85	151	35.6%	7
新潟市	1,192	369	823	31.0%	8
千葉市	1,109	325	836	29.3%	9
東京都	7,094	2,054	5,106	29.0%	10

避妊去勢手術、迷惑行為の防止、生涯飼育は飼い主が遵守すべきものだと思います。

ときどき、街で、「小さな命の譲渡会」という案内板を見かけることがあります。関係の方々のご努力下、1頭でも多くの犬や猫が新しい飼い主に引き取られて、殺処分数が減少することになります。

政令指定都市を目指す**熊本市**は、104の都道府県・政令指定都市・中核市の中で、**犬・猫の返還・譲渡率は、第1位**となっています。(注:相模原市・新潟市・千葉市は、政令指定都市。長野市・岡崎市・宮崎市・盛岡市は、中核市。)

殺処分がなく、人間と愛護動物がともに生きていく社会がつくられるようになるといいですね。

資料出典:犬・ねこの引取り及び負傷動物の収容状況(環境省動物保護管理室)

### 【まとめ】

標本調査の「標本(サンプル)数」は、設定する条件等によって複雑な計算が必要とされますが、上記の内閣府の「動物愛護に関する世論調査」に見られるように、母集団が100万・1,000万を超えていたとしても、一般に3,000程度の標本数があれば、十分に「真の値」を推測することが可能になります。

一定の計算式によると、一般に、「標本誤差3%」を許容範囲とするときには、母集団が10万、100万、1000万、1億人でも、回収率を考慮すれば、標本数は1,800~2,000程度あれば良いことになります。

統計数字は、母集団の測定値であるため、母集団の「真の値」との差異(誤差)を考える必要があります(母集団の真の値が分かっているなら測定する必要はないが、真の値は一般に不明です)。標本調査によって知り得るのは測定値のみで、測定値によって真の値を推測し、誤差を推測することになります。そして、その誤差が大きければ大きいほど統計の精度が悪く、誤差が小さければ精度が良いということになるのです。

熊本県の統計情報は「<http://www.pref.kumamoto.jp/site/statistics/>」をご覧ください。

次回の「統計アラカルト」は、12日24(金曜日)に掲載予定です。

問合せ先:熊本県企画振興部統計調査課 総務資料班 〒869-8570 熊本市水前寺6-18-1

電話:096-333-2174/Fax:096-384-7544/e-mail: [toukeichousa@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:toukeichousa@pref.kumamoto.lg.jp)